

第75回 定時株主総会継続会開催ご通知

日時 2025年10月17日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)

場所 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
KTCものづくり技術館1階ショールーム

目次

第75回定時株主総会継続会開催ご通知	1
事業報告	4
計算書類	26
監査報告	30

京都機械工具株式会社

証券コード5966

株主の皆様へ

証券コード 5966
2025年10月2日

(本店所在地)
京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地
(本社事務所)
京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

京都機械工具株式会社

代表取締役社長 **伊吹和彦**

第75回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会継続会（以下「本継続会」という。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては、電子提供措置をとっておりますので、以下の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ktc.co.jp/ir/>

【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「京都機械工具」または「コード」に当社証券コード「5966」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

また、本継続会につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての議決権を有する株主様に対して送付することといたしました。併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、2025年6月27日開催の第75回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第75回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬具

記

1. 日 時 2025年10月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
KTCものづくり技術館 1階ショールーム

末尾の「株主総会継続会会場のご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

4. 招集にあつての決定事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・ 事業報告の「企業集団の事業別売上高」、「当社の事業別売上高」、「当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら本継続会開催ご通知とあわせてお送りする第75回定時株主総会継続会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

第75回定時株主総会継続会の開催経緯について

2025年5月13日付の適時開示「2025年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社子会社の北陸ケーティーツール株式会社において、一部の仕掛品を過大に計上するという不適切な会計処理の疑義があることが判明し、当社は調査チームを設置して本件事案について、全容の解明および同種又は類似事案の存否の確認、発生原因の分析及び再発防止策の策定等を進めてまいりました。

その調査過程で、本件事案に子会社の経営層の関与がある疑義、仕掛品以外にも一部の原材料や製品などについて不適切な会計処理が過年度に亘り行われていた疑義、並びに、当社取締役常勤監査等委員が2025年3月期における不適切な会計処理を知りながら適切に対応していなかった疑義が確認されました。そのため、さらに本件事案の原因を究明し、再発防止策を徹底させるために、2025年6月2日付で中立かつ公正な外部専門家による特別調査委員会を設置のうえ、調査を進めてまいりました。これにより、調査、決算手続き及び会計監査人による第75期決算に係る監査手続き等につきまして、相応の時間を要することとなりました。

以上のことから、当社は2025年6月27日開催の第75回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に予定していた目的事項のうち、報告事項「第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件」（併せて以下「本報告事項」といいます。）を、株主の皆様にご報告することができませんでした。

そのため、当社は本総会において、本報告事項を目的事項とした本継続会を開催させていただくこと、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任いただくことを、ご来場の株主様にお諮りし、ご承認いただきました。

その後、2025年6月30日付で特別調査委員会の調査報告書を受領、2025年7月31日付で再発防止策を策定し、このたび、一連の決算手続き等が完了したことにより、上記各報告事項をご報告できることとなりましたので、本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが見られるものの、雇用・所得環境の改善もあり、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続や米国の政策動向による影響などが、わが国の景気を下押しするリスクとなっております。

このような経営環境のもと当社グループにおきましては、「つながる&見える化で、新たなモビリティファクトリーインフラを攻略する」を基本方針に掲げ、工具事業を核とした成長戦略を展開するとともに、これを支えるサプライチェーンマネジメントの強化に取り組んでまいりました。また、生産性向上をねらい先行投資として導入した新規設備の運用に注力するなど、収益・利益の拡大に努めてまいりました。

事業セグメントごとの経営成績の概要につきましては、以下のとおりであります。

【工具事業】

主力の当事業部門では、「安全、快適、能率・効率、環境」をキーワードに、既存顧客の深耕、新規顧客の開拓並びにブランド価値向上などの事業戦略を展開しております。

開発面では、「安全、快適、能率・効率、環境」を追求するR&Dコンセプト「新・工具大進化」の具現化に向けた製品・サービスを市場投入しております。その一翼を担う「TRASAS (TRAcable Sensing and Analysis System)」シリーズは、IoT技術を搭載した工具や測定具、作業支援デバイス、これらのシステムソフトウェアで構成されており、作業データを無線でデバイスへ転送することで作業履歴の自動的な記録・管理・分析を可能にいたしました。

また、航空宇宙産業やMRO (Maintenance Repair Overhaul) 市場をはじめ様々な業界で安全に対する社会的要求が高まり、作業の管理体制強化や効率化が求められるなか、RFIDを搭載したIoT対応工具「nepros ID」シリーズの展開に取り組んでおります。世界初となる360°あらゆる角度から電波の読み取りが可能な同IoT対応工具は、「MRO Asia Pacific 2024」において「MRO Technology Achievement of the Year (MROテクノロジー年間最優秀賞) ※」のファイナリストとしての選出に続き、「2024年度グッドデザイン賞」を受賞いたしました。また、世界最大級のMRO市場の展示会である「MRO Americas2025」において積極的なPRを行い、市場からの関心が高まっております。厳格な工具管理が求められる作業現場で活用することで、使用履歴管理による紛失抑制や、万一紛失した場合には工具探索を容易にすることなどにより、整備における安全性向上に貢献いたします。

※世界最大のマルチメディア情報サービスプロバイダーであるAviation Week Networkが毎年開催している航空宇宙業界に関する賞の一つです。

これらの成長戦略の柱となるIoT技術を用いたツールを中心に、作業管理のニーズが高い多様な業種へ向け、開発を展開してまいります。

さらに、京都大学との産学連携による共同研究を進めていた構造最適化手法「トポロジー最適化」を用いた従来の概念を覆す全く新しいツール「nepros neXT」シリーズを展開しております。引き続き、材料や構造・機構に関する新たな開発にも積極的に取り組んでまいります。

販売面では、国内営業の専門部隊である「凄腕究め隊」を中心に、全国の得意先やエンドユーザーに向けて「KTCものづくり技術館」に加え、お客様の現場にて様々な研修会の開催に注力しております。

2025年1月には当社のフラッグシップブランドである「nepros」が誕生30周年を迎え、ロゴマークの刷新とタグライン「BEYOND THE BEST」を設定いたしました。タグラインは、プロメカニック用の工具として「最善の先にあるもの」を追い求めて進化し続ける姿勢を表しております。また、「nepros」のグローバル展開にも注力しており、主に米国自動車アフターマーケットを対象に、全米で約12,000台存在する現地地のツールトラックの一部を活用し、販売しております。今後もさらなる進化と、ブランド価値向上を図ってまいります。

生産面では、「新・工具大進化」を支えるためのものづくり革新を進めており、人とロボットそれぞれの長所を活かした協働環境の運用を目指しております。具体的には、脱着作業などの単純な繰り返し作業は、複数の加工設備に共用できる協働型ロボットが行い、人はより付加価値の高い作業へシフトすることが可能になり、独自の少人化ラインの展開を目指すなど、「ものづくりの最適化」を図り生産性の向上を推進してまいります。

これらに加え、サプライチェーンマネジメントの強化を行うため、新規設備の導入を行い主力工場の改善に取り組むとともに、既に生産の各工程に導入した新規設備を本格稼働させ、特に「nepros」「nepros ID」製品をベースとした各成長戦略の実現に向けて能力増強を図るなど、生産体制のさらなる安定と強化に取り組んでおります。

また、当社グループは、ESGの取り組みを、「地球に、社会に、私たちがができること」として、「E 地球環境に徹底的に貢献する」、「S あらゆるステークホルダーと共生する」、「G 持続可能な信頼される企業であり続ける」を基本方針に掲げ、安全・安心で持続可能な社会の実現に向け取り組んでおります。

その一環として、製品包装パッケージの刷新や生産方法の見直しによるプラスチック使用量の削減を含めた環境にやさしい生産活動の実現に取り組んでまいりました。また、技術進歩により多様化する社会において、未来で活躍できる技術者の育成に取り組んでおります。国立大学法人奈良女子大学工学部の実習に当社グループの従業員が講師として参加するなど、産学連携を通じた「技術（技術の教育）」分野でのオープンイノベーションを推進しております。2025年1月には、同大学と「パッケージデザイン」を協同で企画立案いたしました。

これらの結果、市販部門における主力の自動車市場向けの販売が堅調に推移するとともに、付加価値の高いソリューション案件を中心とした直販部門が堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は88億13百万円（前年同期比7.5%増）、セグメント利益は6億88百万円（前年同期比0.3%増）となりました。

【ファシリティマネジメント事業】

当事業部門では、所有不動産の有効活用を目指し、物件の整備、運営管理を推進しております。不動産の賃貸については、全ての物件で高い入居率を確保しております。引き続き入居者満足度の向上を図り、収益の安定化に取り組んでまいります。また、2025年2月には、久御山町に新たな収益物件を取得し、賃貸物件として運営を開始いたしました。

当連結会計年度におきましては、所有不動産や石川県羽咋市の太陽光発電所は安定的に稼働しましたが、不動産取得に係る一時的な費用の発生などにより、売上高は2億32百万円（前年同期比1.7%増）、セグメント利益は1億58百万円（前年同期比1.1%減）となりました。

《当連結会計年度における企業集団の業績》

これらの結果、当連結会計年度の売上高は90億46百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益は8億47百万円（前年同期比0.0%増）、経常利益は9億44百万円（前年同期比4.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、製品回収関連損失引当金1億31百万円を繰り入れたことにより、5億44百万円（前年同期比6.5%減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は9億62百万円であります。

主なものとして、主力の工具事業部門では、お客様サービスの向上と製品・部品の低コスト化、省エネルギー化の推進により、建物に1億65百万円、機械装置に1億95百万円、工具器具備品等に51百万円の設備投資を実施いたしました。また、ファシリティマネジメント事業では、賃貸用土地4億74百万円を取得いたしました。

なお、所要資金については、いずれの投資も自己資金を充当いたしました。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

企業集団の直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (2022年3月期)	第73期 (2023年3月期)	第74期 (2024年3月期)	第75期 <当連結会計年度> (2025年3月期)
売上高 (百万円)	7,940	8,396	8,428	9,046
経常利益 (百万円)	759	826	901	944
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	505	593	582	544
1株当たり当期純利益 (円)	208.11	243.92	238.56	224.59
総資産 (百万円)	14,314	14,723	16,540	16,288
純資産 (百万円)	10,705	11,181	12,368	12,253
1株当たり純資産額 (円)	4,405.73	4,589.22	5,063.52	5,070.85

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
3. 第74期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第73期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
4. 第74期における数値は、過年度の決算訂正を反映した数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
北陸ケーティシーツール株式会社	57百万円	100.0%	当社工具及び収納具の製造、 精密鋳造品の製造販売
株 式 会 社 H I - T O O L	8百万円	100.0%	手動工具の製造及び販売

(4) 対処すべき課題

わが国の経済情勢は、雇用・所得環境が改善する中で緩やかな回復基調が期待されるものの、米国の関税政策の影響や金融資本市場の変動の影響など、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されま

す。また、関連業界においては、少子高齢化を背景とした技術者の高齢化や人手不足に伴う生産性や企業競争力などへの影響が問題視されている一方で、安全・安心に対する社会的要求の高まりにより、ESGに関する取り組みを含むコンプライアンスの強化が求められております。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、2022年度より2030年度を最終年度とするKTCグループ長期ビジョン「KTC vision 2030」を策定し、基本方針に「社会の期待を超えたツールで、人の能力を拡張し、世の中の安全を創り出す」を掲げております。2022年度から2030年度までの9年間で3フェーズに分け、3年毎の中期経営計画を実行することにより長期ビジョンの達成を目指してまいります。

フェーズ1となる2022年度から2024年度までの第1次中期経営計画の基本方針「つながる&見える化で、新たなモビリティ ファクトリー インフラを攻略する」に続き、2025年度から2027年度までの第2次中期経営計画では「TRASAS&neprosで、世界に通ずるトップブランドとして、持続的成長を確実に遂げる」を基本方針に、工具事業を核とした新たな成長戦略を展開することで、KTCグループ長期ビジョンの達成へとつなげてまいります。

具体的には、3つの戦略方針（「今までの概念を覆す」「リーディングカンパニーの伝統を活かす」「あらたなチャンスに挑戦」）及びESG推進方針（「E 地球環境に徹底的に貢献する」「S あらゆるステークホルダーと共生する」「G 持続可能な信頼される企業であり続ける」）のもと、以下のような戦略課題に取り組んでまいります。

- ① 人ができることを増やしていくために進化するツールの提供
- ② つながる工具とソフトウェア、サービスによる新たな価値の提供
- ③ 「KTC vision 2030」を支えるサプライチェーンマネジメントの強化
- ④ サステナビリティの深化（ESG経営の推進 及び 新人事制度の定着と運用）

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 不適切な会計処理に関する特別調査委員会による調査結果を踏まえた今後の課題

当社は、当社の連結子会社である北陸ケーティーツール株式会社（以下「北陸KTC」）において一部の仕掛品を過大に計上するという不適切な会計処理の疑義があること（以下「本事案」）が判明し、2025年5月7日に当社と利害関係を有さない外部専門家を加えた調査チームを設置し全容の解明に努めてまいりました。その調査過程で、本事案に北陸KTCの経営層の関与がある疑義、仕掛品以外にも一部の原材料や製品などについて不適切な会計処理が過年度に亘り行われていた疑義、並びに、当社取締役常勤監査等委員が2025年3月期における不適切な会計処理を知りながら適切に対応していなかった疑義が確認されました。

当社は、事実関係の更なる調査により原因を究明し、再発防止を徹底する必要があると考え、2025年6月2日付で調査チームを解消し、特別調査委員会を設置しました。当社は、2025年6月30日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、その結果、北陸KTCにおいて親会社に対して業績を良く見せることを企図して、製品や仕掛品、原材料や貯蔵品等の過大計上による不適切な会計処理を行っていたことが判明いたしました。

これに伴い当社は、本事案に関する棚卸資産等の金額を過年度に遡って訂正する必要があると判断し、2024年3月期の有価証券報告書、2025年3月期にかかる半期報告書、2024年3月期第1四半期以降の四半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

当社は、本事案に関し調査報告書で判明した事実と原因分析に関する報告等を踏まえ、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を行った結果、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制に不備があったことを識別いたしました。

全社的な内部統制の不備

本事案における仕掛品等の過大計上の不適切な会計処理は、親会社に対して月次の営業黒字達成について、北陸KTCにおいてプレッシャーを感じていたことから営業利益の積み増しを行ってまいりました。

北陸KTCには、信頼性のある財務報告の作成のための、適切な階層の経営者、管理者を関与させる有効なリスク評価の仕組みが存在しておらず、独立的評価の範囲と頻度を、リスクの重要性、内部統制の重要性及び日常的モニタリングの有効性に依りて適切に調整することに関連した全社的な内部統制（リスク評価と対応、モニタリング）に不備があったと認識しております。

当社の経営陣が、子会社管理を行う上で北陸KTCがこのような不適切な会計処理を行うに至る動機、

原因、背景を踏まえ、適切にリスクを評価すること及び独立的評価の範囲と頻度をリスクの重要性、内部統制の重要性及び日常的モニタリングの有効性に依りて適切に調整することに關連した全社的な内部統制（リスク評価と対応、モニタリング）に不備があったと認識しております。

また、当社の常勤監査等委員がその職務を逸脱し、業務執行に関する助言を行うとともに、自ら北陸KTCにおける不適切な会計処理の隠ぺいを実行し、当社の取締役会においてそれらの監督・監視ができていなかったことから、経営者が信頼性のある財務報告の作成に必要な能力を有するものを配置し、当社の取締役会及び監査等委員が財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を実行することに關連した全社的な内部統制（統制環境）に不備があったと認識しております。

業務プロセスに係る内部統制の不備

北陸KTCの在庫管理プロセスにおいて使用されている在庫管理システムでは、各製造ロットがどの工程にあるかを管理するためのシステムとして活用されているに過ぎず、実地棚卸の際の在庫管理及び在庫金額の評価が手作業で行われていたため改ざんが容易となっていたことから、結果として、北陸KTCの在庫管理システム外で在庫数量等の変更が実行可能となっており、実地棚卸の結果が正確に会計データに反映されておりました。

これらの全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の不備は財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じることにより、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

①北陸KTCにおける内部統制の整備・運用

1) 実地棚卸の結果を正確に会計帳簿に反映させる手続きを構築

不正の機会を作ることとなった在庫管理に関する内部統制の不備を是正するために、実地棚卸後に

棚卸明細を作成する際の書式や承認フローを再構築し、棚卸金額を計算する際のダブルチェック体制の構築など、実地棚卸から会計帳簿に反映されるまでの業務フローの再構築を行い、手入力による棚卸明細の改ざんが行われないように一連の手続きのルールを整備・運用するとともに、それらを北陸KTCの管理部門がモニタリングする体制を整備・運用いたします。

また、実地棚卸から棚卸明細の作成を通じて会計帳簿に反映されるまでの業務フローにおいて、親会社の内部監査部門によるモニタリング体制も整備・運用いたします。親会社の内部監査部門による内部監査結果は、親会社の監査等委員や北陸KTCの監査役への報告を通じて北陸KTCの内部監査に活用いたします。

2) 在庫管理システムを整備（仕掛品管理をシステム化、不正の機会・人為的ミスを排除）

上記1)の業務を手作業ではなく、在庫管理システムを改良することにより、不正の機会や人為的なミスを未然に防止または不正や人為的なミスを早期に発見できるようにいたします。

また、在庫管理システム上に理論在庫をより精緻に計算できる仕組みを新たに構築することで、実地棚卸だけでなく、月次決算においても適切な棚卸資産の金額算定を可能とし、更に理論在庫と実在庫の差異分析を行うことで、在庫管理の適正化を進めてまいります。

これらの業務を親会社主体で行い、システムの改良が完了するまでは親会社も実地棚卸や在庫明細の作成支援を行うことで手作業の業務手順・統制手順の有効性を高めることで不正の機会や人為的ミスを排除し、親子間の管理レベルに差異が生じないようにいたします。

3) モニタリング手続きを親会社手続きと共通化

不適切な会計処理を未然に防ぐため親会社の業務フローを参考に、北陸KTCの業務フローを見直し内部統制を強化いたします。

親会社の内部監査部門が定期的なモニタリングを実施することでグループ全体を統一的な視点で効果的かつ効率的に監査することといたします。

4) 親会社の内部監査部門を3線とする3ラインモデルを確立

北陸KTCでは1線と2線の牽制機能が失われていたため、3ラインモデルを確立すべく、まずは1線、2線の業務及び権限を明確にするために業務分掌を改めて周知し、それぞれの職責に応じた権限

の見直しをいたします。また、1線、2線の部門の職員に対し、改めて外部専門家によるサポートを得ながら定期的な研修を実施し、自身の責務が果たせるように継続的な教育を実施いたします。

3線に対しましては、北陸KTCでは人的リソースが不足しているため、上記3)のとおり、親会社の内部監査部門が外部専門家の協力も得ながら定期的なモニタリングを実施することで、3ラインモデルを確立いたします。また、内部統制委員会など3線が運用していた会議を2線による運用に変更し、内部監査部門が独立した立場で評価できる体制を構築いたします（2線と3線の責務の明確化）。

5) 親会社の管理部門（経理、内部監査）の人員を増強（上記1）～4）を実現

現在の北陸KTCの人的リソースでは、3ラインモデルを単独で確立することは難しい状況にあります。そのため、上記4)の3線のみならず、2線においても親会社がグループ全体を管理するグループ統制モデルへの移行を検討してまいります。

しかしながら、これらを実現するためには、親会社におきましても人的リソースが不足しており、まずは2線の要である経理部門、3線を担う内部監査部門の必要人員を決定し、短期的にはキャリア採用を進めると共に外部専門家を活用しながら必要人員を確保し、中長期的には管理部門の要員計画に基づいた再配置と育成計画を実行してまいります。

②グループとしての一体感の醸成を主眼とした北陸KTCの位置づけの見直し

1) 不採算事業を見直し（親子間取引価格の改定、赤字外部取引の解消）

既に親子間取引価格について改定を実施いたしました。現在、北陸KTCの経営状況を鑑み、不採算品の見直し及び更なる価格改定の必要性について精査しております。また、不採算事業そのものにつきましても、事業の在り方を含めた抜本的な見直しの検討を開始しております。

2) グループ戦略拠点としての位置づけを明確化（当社への統合も選択肢に検討）

サプライチェーンの観点からグループの生産拠点としての位置づけを明確にすると共に、管理の一体化など業務の有効性と効率性を高めることを目的として、当社への統合も視野に入れ、グループ戦略の検討を進めております。

3) 人的交流を活発化（製造部門、管理部門）

業務の有効性と効率性を高めるため、管理の一体化を中心とした人的交流の活発化を図ります。特に主たる業務である製造部門や管理部門に関し、親会社への関与を強化すると共に、北陸KTCから親会社への出向などによる人材育成にも積極的に取り組んでまいります。

4) 中長期的な事業計画・投資計画・人員計画を策定

グループ全体の中期経営計画に掲げております、「サプライチェーンマネジメント強化」の一環として、親会社への統合も視野に、戦略的な生産品目の見直しとそれに見合った投資計画を再構築すると共に、工具事業、メタル事業、精密鋳造事業の夫々において、親会社との生産バランスを見直し、各事業部門における人員の最適化を図ります。

③ガバナンスの再構築

1) 取締役会、監査等委員会におけるモニタリング機能を強化（執行と監督の分離を徹底）

取締役会規程とは別に、新たに「取締役会がなすべきガイドライン」を定め、それを稟議規程に反映し、取締役会の役割・責任を明確にすることで、執行との分離を徹底いたします。また、監査等委員会につきましては、メンバーを刷新し、新たな視点で内部監査部門、取締役会、会計監査人との連携体制を再構築することで、モニタリング機能の強化に取り組んでまいります。

2) 指名委員会によるサクセッションプランニングを強化

特に高い専門性を有する重要ポストについて、任命基準や任命プロセスを改めて明確化したうえで、重要ポストの候補者について指名委員会でレビューを実施し、策定したサクセッションプランを定期的に取り締役に諮る仕組みを構築いたします。不足するスキル等がある場合には、教育的施策を実施し、将来的なキャリアとスキルマップを候補者と協議のうえ、中長期的な視点で重要ポストの担い手となる人材の育成に取り組んでまいります。

3) 新たな経営体制を構築（上記1) 2) の実現を見据え人選）

新たな経営体制では、臨時株主総会を開催し、先ず社内取締役5名（うち常勤監査等委員1名）を3名（うち同1名）に減員し、社外取締役2名（うち監査等委員2名）を刷新いたします（取締役常

勤監査等委員も社内から新たに選任)。また、2026年6月に開催を予定しております定時株主総会までに社外取締役を更に1名追加選任する計画であり、外部の知見を積極的に取り入れることでガバナンスを再構築し、経営の健全性を高めてまいります。

④上場会社としての信頼性確保に向けた全社的な意識改革

1) グループ全役職員を対象に、定期的にコンプライアンス研修を実施

グループ全役職員を対象に、不正を含めコンプライアンスに知見のある弁護士や公認会計士等の外部専門家やイントラネットを活用して継続的なコンプライアンス研修の受講を義務化いたします。特に当面は、財務報告の重要性や、不正事案を踏まえた研修を加えるとともに、入社時及び管理職への昇進時等のコンプライアンス意識の強化が特に必要となるタイミングに改めてコンプライアンス研修を実施する体制を整備し、グループ全体でのコンプライアンス意識の浸透を推進いたします。

2) 役員に対し、定期的に外部の有識者によるガバナンスに関する勉強会を実施

グループのガバナンスを強化すべく、法改正をはじめ、上場会社の役員に求められる最新の知識の習得を通じて、役員としての職務遂行能力を維持、向上させることを目的に、弁護士などの外部専門家による自社研修や、外部セミナーなどへの参加による役員としてのガバナンス意識の維持、強化を、定期的の実施してまいります。

3) 新任役員に対し、上場会社の役員として必要な知識に関する外部研修の受講を義務化

役員への登用にあたっては、上記③2)のサクセッションプランニングで定める任命基準を充足する教育的施策を新たに設け、中長期的に役員候補者の育成に取り組みます。また、これまでも新任役員には、外部研修への参加を義務付けておりましたが、本事案が惹起したことを踏まえ、役員としての義務と責任を全うできるよう、不祥事対応を含むコンプライアンス研修を必須とした新任役員研修カリキュラムの見直し(充実)を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業分野		事業内容
工 事 業	工 具	自動車整備用工具、医療用工具及び関連機器、その他一般作業工具及びこれらに関連する機器の製造販売
	精 密 部 品 そ の 他	ロストワックス製法等による工具及び精密工作機械部品・産業用機械部品などの製造販売
フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 事 業		不動産の賃貸、太陽光発電による電気の販売

会 社 名	工具事業		フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 事 業
	工 具	精 密 部 品 そ の 他	
京 都 機 械 工 具 株 式 会 社	○	○	○
北 陸 ケーティシーツール株式会社	○	○	○
株 式 会 社 H I - T O O L	○	-	-

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本 店 所 在 地	京都市伏見区下烏羽渡瀬町101番地
本 社	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
東 京 支 店	東京都大田区久が原2丁目20番1号
名 古 屋 支 店	名古屋市昭和区福江1丁目1番10号
近 畿 支 店	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
札 幌 営 業 所	札幌市東区北四十一条東15丁目1番7号
仙 台 営 業 所	仙台市宮城野区宮千代3丁目1番18号 宮千代ビル101号
関 東 営 業 所	さいたま市桜区大久保領家片町111番地1
金 沢 営 業 所	金沢市間明町2丁目197番地
広 島 営 業 所	広島市西区己斐本町3丁目13番29号
福 岡 営 業 所	福岡市博多区山王1丁目18番21号 フェイズイン山王101号
久 御 山 工 場	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地

②子会社

会社名	本店所在地
北陸ケーティーツール株式会社	石川県羽咋市
株式会社 H I - T O O L	京都府久世郡久御山町

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
244名	2名増

(注) 使用人数には契約社員及びアルバイトは含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
198名	4名増	40.9歳	17.1年

(注) 使用人数には契約社員及びアルバイトは含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	390百万円
株式会社京都銀行	330百万円
株式会社滋賀銀行	180百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 9,900,000株
- ②発行済株式の総数 2,477,435株
(うち自己株式 60,974株)
- ③株主数 1,627名

④大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
宇城邦英	172千株	7.12%
株式会社三菱UFJ銀行	119千株	4.92%
明治安田生命保険相互会社	116千株	4.80%
株式会社京都銀行	108千株	4.47%
東京海上日動火災保険株式会社	94千株	3.91%
山崎道子	89千株	3.70%
京華産業株式会社	86千株	3.57%
京都中央信用金庫	80千株	3.31%
KTC従業員持株会	76千株	3.18%
KTC共栄持株会	61千株	2.53%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年8月6日開催の取締役会決議に基づき、自己株式31,000株の取得を行いました。

⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	3,921株	5名
社外取締役 (監査等委員を除く)	-	-
取締役 (監査等委員)	-	-

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	宇城邦英	
代表取締役社長	田中滋	社長執行役員
代表取締役副社長	片岡実	副社長執行役員 コーポレートサービス本部長 株式会社H I - T O O L 代表取締役社長
取締役	伊吹和彦	常務執行役員 T&M推進本部長
取締役	安藤基嗣	執行役員 ものづくり技術本部長
取締役 (常勤監査等委員)	森田和也	北陸ケーティーツール株式会社 監査役 株式会社H I - T O O L 監査役
取締役 (監査等委員)	津田穂積	津田公認会計士事務所 所長 株式会社三東工業社 社外取締役 (監査等委員) 大津市 監査委員
取締役 (監査等委員)	鈴木治一	植松・鈴木法律事務所 所長 アイフル株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 津田穂積氏及び鈴木治一氏は、社外取締役であります。また、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員) 津田穂積氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役(監査等委員) 鈴木治一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 森田和也氏は2025年6月2日付で取締役(常勤監査等委員)を辞任し、同日付で補欠取締役(監査等委員)であった岩永憲秀氏が取締役(監査等委員)に就任いたしました。
4. 当社は情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。2025年6月2日付で常勤監査等委員が辞任したため、常勤監査等委員が不在となっておりますが、同年6月27日開催の第75回定時株主総会において、本総会の継続会終了をもって、監査等委員である取締役として新たに片岡実が選任されており、常勤監査等委員として選定予定であります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定（賠償責任の限度額は法令に定める額とする）する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、該当する契約は締結しておりません。

③補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び「1.(3)②重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社及び子会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

⑤取締役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の諮問機関である報酬委員会より答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬等は、業績連動報酬等（金銭報酬である賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬）と業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）により構成されており、その支給割合は、当該期の業績や財務状態を勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬等は、売上高及び各段階利益等の業績を指標として支給総額を決定します。このうち、賞与の個人別の報酬案は、業績への貢献度や戦略課題の達成度等を勘案し、役位・職務等も加味したうえで総合的な判断を行うものとしております。譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬案は、

業績及び役位・職務に応じて判断し、年間報酬分の前払いとして支給するものとしております。なお、評価指標の目標値を達成するため、将来の成長に向けた先行投資や課題解決に向けた活動等の実施が過度に抑制されないよう、目標値については具体的な値は設定しておりません。

業績連動報酬等以外の報酬（月例の金銭報酬）の個人別の報酬案は、一定の基準を基に役位・職務に応じて判断するものとし、決定した報酬等は、業績連動報酬等は毎年一定の時期に、業績連動報酬等以外の報酬は月例の基本報酬として支給します。

2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第67回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額2億5千万円以内、監査等委員である取締役については3千6百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち監査等委員である取締役は3名）です。また、2020年6月26日開催の第70回定時株主総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3千万円以内、株式数の上限を年17,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は、取締役会が各人の役位・職務・業績・貢献度を勘案し一定の基準を基に総合的に判断したうえで案を作成し、任意の諮問機関である報酬委員会へ諮問し、任意の諮問機関である報酬委員会は取締役会の諮問を受け、内容を判断し取締役会へ答申いたします。取締役会は報酬委員会からの答申を受け、内容を協議のうえ、決定の全部を代表取締役社長に一任することを決議し、代表取締役社長は取締役の個人別報酬等を決定するものとしております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (金銭)	業績連動報酬 (非金銭)	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	143,323 (-)	132,305 (-)	- (-)	11,017 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	22,320 (9,120)	22,320 (9,120)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	165,643 (9,120)	154,625 (9,120)	- (-)	11,017 (-)	8 (2)

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該報酬の内容及びその交付状況は、「1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」及び「2.(1)株式の状況」に記載のとおりです。
2. 業績連動報酬等(金銭報酬である賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬)は、業績向上に対する意識を高めるために売上高及び各段階利益等の業績を指標として算定されております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の第67回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額2億5千万円以内、監査等委員である取締役については3千6百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち監査等委員である取締役は3名)です。また、2020年6月26日開催の第70回定時株主総会において、当該金銭報酬とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3千万円以内、株式数の上限を年17,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名です。
4. 取締役会は、取締役の個人別報酬等の決定について、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当について評価を行うに適切していることなどを理由とし、代表取締役社長 伊吹 和彦氏に委任しております。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の諮問委員会である報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

5) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

なお、当社は、2005年6月29日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

また、役員退職慰労金未払残高は、現取締役1名に対し、27,404千円あります。

上記のほか、現取締役1名に対し、取締役就任前の執行役員としての在任期間中の退職慰労金未払残高が、9,144千円あります。

6) 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	津 田 穂 積	津田公認会計士事務所 所長 株式会社三東工業社 社外取締役 (監査等委員) 大津市 監査委員
取締役 (監査等委員)	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長 アイフル株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 当社は植松・鈴木法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しておりますが、その規模、性質に照らし、鈴木治一氏の取締役としての職務や独立性に影響を与えるものではありません。
2. その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況並びに発言の状況は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	津 田 穂 積	当事業年度中開催の取締役会20回のうち19回、また、監査等委員会15回のうち14回に出席いたしました。公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴 木 治 一	当事業年度中開催の取締役会20回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、当社経営に対する意見及び質疑を適宜行っております。

- (注) 2025年4月下旬に、当社子会社の北陸ケーティーツール株式会社において一部の仕掛品等を過大に計上するという不適切な会計処理の疑義があることが判明し、特別調査委員会を設置し調査を行っております。社外取締役(監査等委員)であった津田 穂積氏及び鈴木 治一氏は、本件が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において内部統制や法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事実の認識後は、特別調査委員会による調査の進捗を確認し、取締役会において適宜発言を行うなど、その職責を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

②報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	202,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	202,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度の監査証明業務に基づく報酬には、過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等180,000千円を含んでおります。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示の数値未満を切り捨てております。
なお、比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,557,875	流動負債	2,903,739
現金及び預金	3,036,153	支払手形及び買掛金	380,051
受取手形及び売掛金	1,834,516	電子記録債務	69,069
電子記録債権	851,409	短期借入金	900,000
商品及び製品	2,521,811	未払金	555,479
仕掛品	754,714	未払費用	185,571
原材料及び貯蔵品	391,242	未払法人税等	168,358
その他	168,477	賞与引当金	128,159
貸倒引当金	△449	製品回収関連損失引当金	131,685
固定資産	6,731,122	その他	385,363
有形固定資産	4,572,833	固定負債	1,131,745
建物及び構築物	1,477,120	繰延税金負債	191,081
機械装置及び運搬具	800,411	役員退職慰労引当金	500
工具、器具及び備品	104,621	退職給付に係る負債	669,053
土地	2,127,762	その他	271,110
リース資産	48,292	負債合計	4,035,485
建設仮勘定	14,623	(純資産の部)	
無形固定資産	266,968	株主資本	11,214,090
ソフトウェア	127,194	資本金	1,032,088
のれん	39,656	資本剰余金	2,579,238
その他	100,117	利益剰余金	7,736,109
投資その他の資産	1,891,320	自己株式	△133,345
投資有価証券	1,722,807	その他の包括利益累計額	1,039,422
繰延税金資産	715	その他有価証券評価差額金	1,017,228
その他	167,796	退職給付に係る調整累計額	22,193
資産合計	16,288,997	純資産合計	12,253,512
		負債及び純資産合計	16,288,997

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,046,157
売上原価		5,679,287
売上総利益		3,366,869
販売費及び一般管理費		2,519,693
営業利益		847,176
営業外収益		
受取利息及び配当金	58,781	
有価証券売却益	16,015	
債権取崩益	18,752	
その他の収益	14,691	108,241
営業外費用		
支払利息	7,322	
その他の費用	3,883	11,206
経常利益		944,211
特別損失		
固定資産除売却損	4,029	
製品回収関連損失引当金	131,685	135,714
税金等調整前当期純利益		808,496
法人税、住民税及び事業税	307,896	
法人税等調整額	△44,201	263,694
当期純利益		544,801
親会社株主に帰属する当期純利益		544,801

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,375,663	流動負債	2,817,258
現金及び預金	2,895,916	電子記録債権	69,069
受取手形	13,277	買掛金	340,610
電子記録債権	833,761	短期借入金	900,000
売掛金	1,751,333	未払金	545,479
商品及び製品	2,508,712	未払費用	177,606
仕掛品	707,006	未払法人税等	167,622
原材料及び貯蔵品	302,536	賞与引当金	116,917
関係会社短期貸付金	230,000	製品回収関連損失引当金	131,685
その他	133,202	その他	368,266
貸倒引当金	△84	固定負債	1,010,226
固定資産	6,677,942	繰延税金負債	175,230
有形固定資産	4,399,436	退職給付引当金	600,726
建物	1,344,673	長期預り金	196,145
構築物	72,276	役員退職未払金	9,144
機械及び装置	782,097	その他	28,980
車両運搬具	0	負債合計	3,827,484
工具、器具及び備品	103,288	(純資産の部)	
土地	2,075,732	株主資本	11,208,892
リース資産	7,198	資本金	1,032,088
建設仮勘定	14,168	資本剰余金	2,579,238
無形固定資産	190,908	資本準備金	2,562,439
ソフトウェア	127,152	その他資本剰余金	16,799
その他	63,755	利益剰余金	7,730,911
投資その他の資産	2,087,598	利益準備金	258,022
投資有価証券	1,722,807	その他利益剰余金	7,472,888
関係会社株式	284,055	退職給与積立金	50,000
その他	80,734	配当積立金	100,000
資産合計	16,053,606	土地買換積立金	50,085
		固定資産圧縮積立金	126,942
		別途積立金	1,750,000
		繰越利益剰余金	5,395,860
		自己株式	△133,345
		評価・換算差額等	1,017,228
		その他有価証券評価差額金	1,017,228
		純資産合計	12,226,121
		負債及び純資産合計	16,053,606

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,685,093
売上原価		5,384,521
売上総利益		3,300,572
販売費及び一般管理費		2,406,150
営業利益		894,421
営業外収益		
受取利息及び配当金	61,031	
投資有価証券売却益	16,015	
債権取崩益	18,752	
その他の収益	11,579	107,379
営業外費用		
支払利息	7,322	
その他の費用	3,382	10,705
経常利益		991,095
特別損失		
固定資産除売却損	4,029	
製品回収関連損失引当金	131,685	135,714
税引前当期純利益		855,381
法人税、住民税及び事業税	298,932	
法人税等調整額	△39,911	259,021
当期純利益		596,359

◎記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月16日

京都機械工具株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 源
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京都機械工具株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京都機械工具株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 1.誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、利益剰余金の期首残高に反映している。
- 2.重要な後発事象に関する注記（特別調査費用等）に記載されているとおり、特別調査委員会による調査費用及びそれに伴う過年度決算訂正関連費用が発生し、2026年3月期の決算において計上することを予定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月16日

京都機械工具株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 源
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京都機械工具株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（特別調査費用等）に記載されているとおり、特別調査委員会による調査費用及びそれに伴う過年度決算訂正関連費用が発生し、2026年3月期の決算において計上することを予定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・会計帳簿等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、次の事項を除き、指摘すべき事項は認められません。

事業報告書に記載のとおり、連結子会社において不適切な会計処理が判明したため、特別調査委員会が設置され、再発防止策の提言が行われました。

監査等委員会においては、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの改善が必要と考え、今後会社が実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月19日

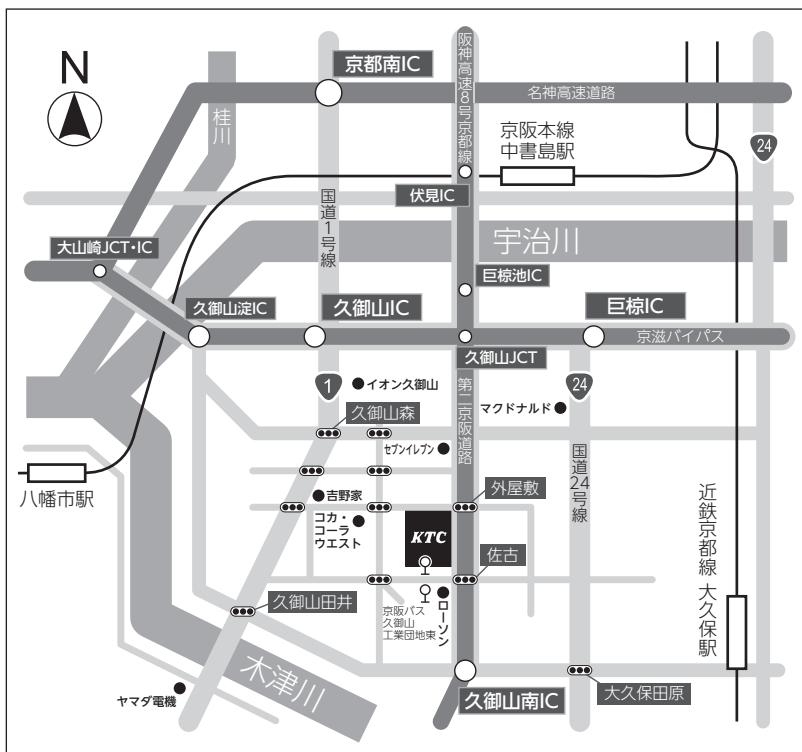
京都機械工具株式会社 監査等委員会

社外取締役 監査等委員 津田穂積 ㊟

社外取締役 監査等委員 鈴木治一 ㊟

社外取締役 監査等委員 岩永憲秀 ㊟

株主総会継続会会場のご案内



会場：KTCものづくり技術館1階ショールーム
 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
 TEL：0774-46-3700（代表）

公共交通機関をご利用の場合

- 京阪本線 中書島駅下車
- ・京阪バス「まちの駅イオン久御山経由 近鉄大久保行き」乗車
久御山工業団地東下車 徒歩約3分

近鉄京都線 大久保駅下車

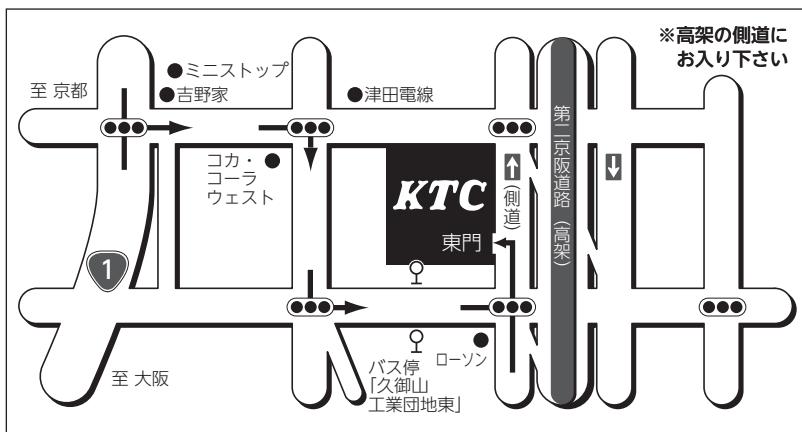
- ・京阪バス「まちの駅イオン久御山経由 京阪中書島行き」乗車
久御山工業団地東下車 徒歩約3分

タクシーをご利用の場合

- 「KTCものづくり技術館まで」とお伝えください。
- ・中書島駅より約20分、大久保駅より約15分

お車でお越しの場合

- 「KTC東門（第二京阪 道路側道沿い）」よりお入りください。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

